役務請負契約書（案）

１	役務の名称	ナショナルトレーニングセンター新ホテルシステムの導入及び運用・保守業務
２	履行場所	別冊仕様書のとおり
３	履行期間	契約締結日から令和１４年６月３０日まで ①システム導入に係る構築期間： 契約締結日から令和９年６月３０日まで ②運用・保守業務期間： 令和９年７月１日から令和１４年６月３０日まで
４	請負代金額	金　　円也
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	金　　円也

上記の役務について、発注者　独立行政法人日本スポーツ振興センターと請負者【法人等名】は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　　月　　日

発注者　　東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
分任契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター
総務・財務業務担当理事　　永　井　　勉

請負者　　【住所】
【法人名等】
【代表者等氏名】

第１条　請負者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び別冊の仕様書に基づき、業務（この契約書及び仕様書を内容とする役務をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

第２条　契約保証金は免除する。

第３条　請負代金のうち導入・構築業務に係る料金は、別紙支払表のとおり、検査合格後１回に支払うものとする。
２　請負代金のうち運用・保守業務に係る料金は、別紙支払表のとおり月払いとし、検査合格後に支払うものとする。

第４条　予期することができない特別の事情により、契約期間中に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金が不適当となった場合、発注者又は請負者は相手方に対して請負代金の変更を請求することができる。
２　請負者は、本条に基づき請負代金の変更を発注者に請求する場合、当該請求理由を疎明のうえ、請負代金の内訳の変動額その他発注者が求める情報を提供しなければならない。発注者から当該請求を受けた場合も同様とする。

第５条　この契約についての一般的約定事項は、別記の役務請負契約基準によるものとする。ただし、この契約書の定めを優先する。

第６条　この契約について発注者請負者間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第７条　この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人日本スポーツ振興センター所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

第８条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者請負者間において協議して定めるものとする。

別紙

支払表　　（税抜）

費用種別	導入・構築業務に係る費用
構築期限	令和９年６月３０日
支払方法	１回払
金　　額	金　　円

費用種別	運用・保守業務に係る費用
運用・保守期間	令和９年７月１日から令和１４年６月３０日まで
支払方法	月払
金　　額	金　　円
月　　額	金　　円

上記の金額に係る消費税等を加算した額を支払うものとする。